

保険が変わります

(一部は今年10月から)

改正の ポイント

Q&A

参議院本会議で可決されました。改正の概要は、制度の基本理念である「制度の持続可能性を高めていくもので、大きな柱として、・予防重視なサービス体制の確立　・サービスの質の向上　・負担のあり方、制やすいようにQ&Aでお知らせします。

第1号被保険者（65歳以上）の保険料は変わりますか？

保険料の段階に「新第2段階」が創設されます。

現在の第2段階が、新第2段階と新第3段階とに分かれます。

年金収入が年間80万円以下で年金以外の所得のない方は新第2段階となり、保険料負担が軽減されます。

今年10月1日から

特定入所者介護サービス費が新設されます

低所得者への負担軽減を図る補足的給付として創設されました。

～対象となる方は8月22日から申請を受け付けます～

申請手続きの方法

受付場所：阿蘇市役所福祉課介護保険係、内牧支所福祉介護係、波野支所民福保健係

受付期間：8月22日から9月12日まで

申請方法：介護保険証・印鑑が必要です。都合により来庁できない場合は、ご利用の施設。または、介護保険係までご連絡ください。

対象者	補足的給付の基準額	補足給付の額	自己負担額
第1段階 生活保護受給者 又は市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者		個室 3.5万円 準個室 3.5万円 多床室 1.0万円 食 費 3.2万円	個室 2.5万円 準個室 1.5万円 多床室 なし 食 費 1.0万円
新第2段階 市町村民税非課税世帯で課税年金収入が80万円以下の者	個室 6.0万円 準個室 5.0万円 多床室 1.0万円 食 費 4.2万円	個室 3.5万円 準個室 3.5万円 多床室 なし 食 費 3.0万円	個室 2.5万円 準個室 1.5万円 多床室 1.0万円 食 費 1.2万円
新第3段階 市町村民税非課税で新第2段階非該当者		個室 1.0万円 準個室 1.0万円 多床室 なし 食 費 2.2万円	個室 5.0万円 準個室 4.0万円 多床室 1.0万円 食 費 2.0万円

注意1 施設介護サービス費1割負担+居住費+食費が1ヶ月の自己負担額となります。

注意2 右記の金額は、国が平成14年3月の調査を基に設定した額となっており、現在、平成16年調査資料を集計しており、金額が変更される場合があります。

サービスの費用などに変更はあるのでしょうか？

介護保険施設（ショートステイを含む）入所者の居住費や食費が介護給付費の対象外となります。これは、介護保険と年金の重複給付の是正や在宅サービスを利用している方との公平性の観点から利用者負担となります。ただし、低所得者に対しては、負担増を軽減するための配慮（特定入所者介護サービス費の新設）が行われます。これについては、今年10月から開始されますのでご注意ください。

第1回阿蘇市介護 保険事業計画等推進委員会 が開催されました(5/31)



この委員会は、介護保険事業及び高齢者保健福祉計画策定・推進を行う委員会として、保健・医療・福祉の関係者・学識経験者及び住民代表3名を含む総数17名により構成され、それぞれ々の立場から意見を出し合い、地域の実情に応じた計画を策定・推進していくために設置されました。

今回可決した介護保険制度見直しは、団塊の世代が65歳以上となる2015年の高齢者介護の姿を念頭に置いたものです。これを実現するためには、各市町村においても10年後の姿を描いた、平成26年度の目標を立てたうえで、第3期の事業計画を作成する必要があるとし、第1回委員会では、計画策定の視点や盛り込むべき項目の確認を行いました。

第3期事業計画の基本視点

① 介護予防の推進

要介護状態になる前の段階から要支援・要介護1程度まで、継続的・効果的な介護予防サービスを行い、生活機能の低下を防止

② 地域ケアの推進と施設サービスの見直し

- ・認知症高齢者が増大する中、住み慣れた地域での生活継続が重要
- ・施設の居住環境について個室化を勧めるとともに、重度者への重点化を推進
- ・高齢化の進行に伴う高齢者単身世帯の増加に対応した多様な住まいの普及推進

来年4月から介護

「介護保険法の一部を改正する法律」が6月22日高齢者の「自立支援」「尊厳の保持」を基本としつつ視型システムへの転換・施設給付の見直し・新度運営の見直しが掲げられています。今回、わかり

Q 保険料の徴収方法は変わりますか？

変わります。

遺族年金・障害年金を受けている方についても、特別徴収（年金から天引き）の対象になります。

サービスの内容が変わるのでしょうか？

「新予防給付」という新しいサービスが始まります。

できるだけ介護が必要にならないように、或いは今以上に状態が悪化しないようにするために、「介護予防」「自立支援」を目指したサービスです。

1 要介護度の区別がかわります

現在	平成18年4月～	内容
要介護5	要介護5	従来の介護サービス
要介護4	要介護4	
要介護3	要介護3	
要介護2	要介護2	
要介護1	要介護1	
要支援	(仮)要支援1	新予防給付

2 予防の視点からサービスが提供されます

従来の訪問介護、通所介護等のサービスが「介護予防〇〇〇」という名称になり内容や提供方法も自立支援に向けたものに変わります。また、筋力向上・栄養改善・口腔ケアなどの新しいサービスもはじめられます。

3 要介護認定を受けていない方も心身の状態に応じ介護予防サービスが利用できます

要介護認定を受けていない方も、「地域支援事業」として要介護状態にならないようにするためのサービスが受けられます。

住みなれた地域での暮らしを実現するための新しいサービスってどんなものですか？

地域密着型サービス・地域包括支援センターが必要に応じて整備されることとなります。

認知症ケアや地域ケアを推進するため、身近なところで地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供を可能にする新たなサービスと介護予防事業のマネジメント及び相談機能の充実を担う地域包括支援センターが誕生します。

内容についての詳しいお問い合わせ：阿蘇市役所福祉課 介護保険係 Tel：22-3145